東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

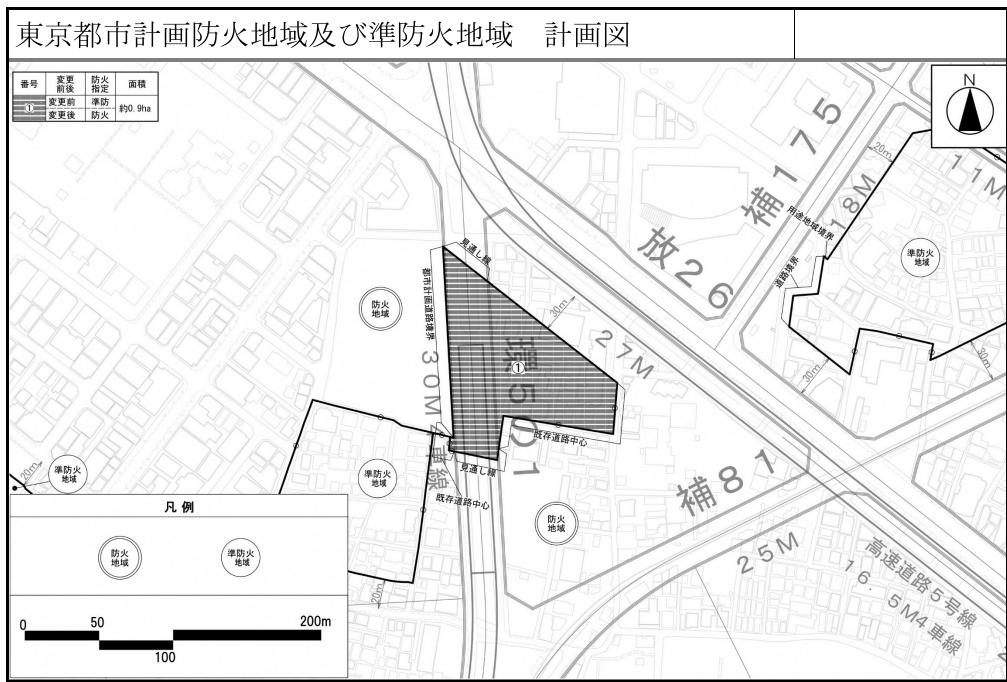
面積欄の()内は変更前を示す。 変 更 概 要

種類	面積	備考
防火地域	約 ha 559.0 (558.1)	
準防火地域	約 ha 742.0 (742.9)	
合 計	約 ha 1,301.0 (1,301.0)	

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由:南池袋二丁目 C 地区地区計画及び南池袋二丁目 C 地区第一種市街地 再開発事業の決定に伴い、都市防災上の観点から、防火地域及び準防火地 域を変更する。

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
南池袋二丁目地内	準防火地域	防火地域	約 ha 0.9	



「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を使用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。 (承認番号) 29 都市基交著第 53 号」「(承認番号) 29 都市基街都第 82 号、平成 29 年 6 月 22 日」

国家戦略都市計画建築物等整備事業を定める理由書

1 種類・名称

東京都市計画防火地域及び準防火地域

2 理由

国家戦略特別区域に関する区域方針では、東京圏の目標として、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、近未来技術の実証や創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出することとされている。

また、本地区は、特定都市再生緊急整備地域の「池袋駅周辺地域」に位置し、地域整備方針では、駅周辺においては、老朽建築物や細分化した敷地の統合など、街区再編の推進と併せて、歩行者ネットワークや緑の創出を図ることとされている。

さらに、「豊島区都市づくりビジョン(平成27年3月)」では、街区再編制度を活用した共同建替え等を進め、池袋副都心に隣接した立地特性を生かした安全で快適なまちづくりの実現を目指すとされている。

今回、南池袋二丁目C地区地区計画及び南池袋二丁目C地区第一種市街地再開発事業の決定に関し国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めることに伴い、都市防災上の観点から検討した結果、面積約0.9~クタールの区域について、防火地域及び準防火地域の変更に関し、国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めるものである。